

企業会計基準委員会(ASBJ)御中

ASBJ 公開草案  
「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」  
へのコメント

2016年2月22日  
経団連経済基盤本部

公開草案で示された PFI の運営権者の会計処理等については基本的に同意するが、以下の点を検討して頂きたい。

1. 本案 15 項には、更新投資に係る資産の減価償却の耐用年数は運営権設定期間とすると記載されているが、実務上、運営期間設定期間を超えて、当該更新投資の経済的耐用年数が続く場合には、運営権設定期間終了時に、現金の授受により調整することが想定される。残存価額に現金の授受を踏まえない減価償却費の計算を行った場合、毎期の減価償却費が企業の想定よりも大きくなる懸念があることから、残存価額には、現金の授受による調整を含める考え方がある旨を、「結論の背景」で明確にして頂きたい。
2. 本案では、運営権者が公共施設等運営権を取得するにあたり、無形固定資産を認識することが提案されているが、IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」によれば、「営業者のキャッシュ・フローが委譲者により保証されている場合」(公共主体により損失補填が行われる場合等)には、金融資産を認識すると規定されている。現在 PFI 法で認められている案件に、こうしたケースは無いと考えるが、今後係るケースが生じた場合には、IFRS との基準差異が生じないように、金融資産モデルの適用を許容する取扱いを含め、迅速な検討を求めたい。

以上